

# 情報公開と個人情報保護制度の令和6年度運用状況

令和7年5月  
習志野市

## 情報公開制度の運用について

情報公開制度は、平成10年4月にスタートした制度です。市民の皆さんの市政への理解と参加を一層推進し、より開かれた市政の確立を目指して制定されました。この制度では、市が保有する情報を、誰でも必要なときに、公開請求することができます。また、毎年運用状況を公表することになっています。

令和6年度の公文書公開請求に対する請求件数は84件で、このうち全部公開が25件、氏名等の個人に関する情報の非公開等による部分公開が34件、法令等の定めにより公開することができないこと等による非公開が4件、文書の不存在や特定ができないことによる請求拒否が18件、取下げが3件でした。

実施機関別の公開請求の状況は表1のとおりです。

なお、公開請求に係る審査請求は2件で、審理中が1件、取下げが1件でした(表2)。

●表1 実施機関別の公開請求の状況

実施機関	請求件数	決定状況				取下げ
		全部公開 決定	部分公開 決定	非公開 決定	請求拒否 決定	
市長	66	23	27	2	12	2
政策経営部	2	2	0	0	0	0
総務部	15	12	2	0	1	0
協働経済部	13	2	7	2	1	1
健康福祉部	11	0	2	0	9	0
都市環境部	23	7	14	0	1	1
こども部	2	0	2	0	0	0
会計課	0	0	0	0	0	0
教育委員会	12	2	4	2	4	0
消防長	1	0	0	0	0	1
公営企業管理者	5	0	3	0	2	0
議会	0	0	0	0	0	0
合計	84	25	34	4	18	3

※請求拒否決定とは、主に公開請求に係る公文書が存在しないや特定できない場合が該当します。

●表2 公開請求に係る審査請求の状況

	受付件数	処理状況				審理中	取下げ
		処 認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下		
審査請求	2	0	0	0	0	1	1

## 個人情報保護制度の運用について

令和6年度3月末時点の各実施機関から届出のあった個人情報ファイルの総件数は126件で、実施機関別の内訳は、表1のとおりです。

また、令和6年度の保有個人情報開示請求に対する処理件数は52件で、このうち、全部開示が30件、第三者の個人情報等の非開示による部分開示が21件、文書の不存在や特定ができないことによる非開示が1件、取下げはありませんでした。実施機関別の開示請求の状況は表2のとおりです。

なお、開示請求に係る審査請求は、ありませんでした。

●表1 実施機関別の個人情報ファイルの届出状況

実施機関	総件数
市長	72
共通事務	0
政策経営部	1
総務部	4
協働経済部	24
健康福祉部	35
都市環境部	6
こども部	2
会計課	0
教育委員会	42
消防長	7
公営企業管理者	2
議会	0
監査委員	1
農業委員会	1
選挙管理委員会	1
固定資産評価審査委員会	0
合計	126

●表2 実施機関別の開示請求の状況

実施機関	請求件数	決定状況			取下げ
		全部開示決定	部分開示決定	非開示決定	
市長	51	30	20	1	0
政策経営部	0	0	0	0	0
総務部	0	0	0	0	0
協働経済部	8	4	3	1	0
健康福祉部	40	26	14	0	0
都市環境部	0	0	0	0	0
こども部	3	0	3	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0
消防長	1	0	1	0	0
議会	0	0	0	0	0
合計	52	30	21	1	0

※非開示の決定とは、主に開示請求に係る公文書が存在しないや特定できない場合が該当します。